The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	文を越える「事実上」の意味と機能
Author(s)	張, 希西
Citation	大阪大学言語文化学. 2020, 29, p. 75-87
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/77118
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

文を越える「事実上」の意味と機能*

張　希西**

キーワード：事実上、副詞、接続詞、接尾辞、意味機能

本文对现代日语中的“事实上”一词进行了考察，记述并分析了其在具体使用中的语义和功能。

“事实上”可作为副词及接续词使用。此外，从谈话层面来看也有接近谈话标识的一面。这些用法之间并无确切的界限，而是相互关联的。“事实上”的功能根据其具体使用的语言环境具有多元化的特征。

在文中作副词使用的“事实上”无论是修饰谓语还是修饰后续句子整体，都可表示“（在前文内容基础上）从事实这个层面上来看 / 来讲的话”这个意思，将后续内容所表示的说话者的判断、认识的前提条件先行提示出来。“事实上”与接续词共起时，可以起到对相关或者相反关系的强化作用。

有着接续词用法的“事实上”其语义与副词时相同，关联前后文内容，表示说话者的立场观点，起到承前启后的作用。“事实上”与后续内容一起，表示对前文内容的补充、归纳、修正等。

此外，“事实の上”“事实”分别与“事实上”意思、功能接近。但“事实上”有着与此二者不同的特征，即有着接近谈话标识的一面。

1 はじめに

現代日本語における「事実上」という語には、次のような用法がある。

(1) 文部科学省が今、国立大学を独立行政法人化するということで、それはさておき、その前に今年の四月から独立行政法人化した文科省の機関として、博物館を**事実上**民営化に近づけました。（『知と美のハーモニー』末松安晴編　オーム社）[1]

(2) 従来は、上告を比較的無制限に許していて、だからこそ三審制だったのだが、現在では、かつて「まだ最高裁がある」といわれたような状況はすでになくなって

---

* 现代日语中的“事实上”的语义功能（张希西 ZHANG Xixi）

** 大阪大学文学研究科博士後期課程

[1] 下線は筆者による。本稿で用例を挙げるとき、「前述内容＋**事実上**＋後続内容」のように点線、ゴシック体、波線で「事実上」の前述内容、「事実上」と後続内容を示す。

しまっている。**事実上**、日本はいま二審制なのである。（『離婚の作法』山口宏 PHP 研究所）

例（1）では、「事実上」は述語「民営化に近づけました」を修飾し、「事実という側面から見ると」という意味を表し、文中で副詞として働く。例（2）では、「事実上」は後続文全体を修飾しており、また、前述内容を受けている。「事実上」と関わる前後の内容の意味的な関係から見ると、前述内容で示す事実から、後続内容で示す事態がある／言えるということを表す。機能的には、この例における「事実上」は前後の内容を受け継ぐということで、接続表現のように振る舞っていると言える。このように、抽象的な名詞「事実」と接尾辞「上（じょう）」が結合し、副詞として働く「事実上」には使用される言語的な環境によって、機能的な広がりが見られる。

「事実上」が、副詞として働く場合、どのような意味用法と機能を持つか、またどのような条件で接続詞のように振る舞うか、そして「事実上」の各意味機能の間にどのような関連性があるかについて、「事実」「事実の上（うえ）」[2] などの表現と比較しながら、明らかにすることが本稿の考察の目的である。

具体的に、先行研究の紹介は 2 節、文において副詞として働く「事実上」については 3.1 節、文を越えて接続詞のように振る舞う「事実上」の意味機能と性質については 3.2 節、「事実上」と意味的に、あるいは機能的に共通性を持つ「事実の上」、「事実」、またこれらと違う側面を持つ「事実上」については 3.3 節で詳述する。そして、4 節で記述した内容をまとめる。

2 先行研究

「事実上」に関する個別考察の先行研究は見当たらないが、「上（じょう）」を後要素とする語「―上」の具体例として挙げているものがある。具体例として使用される「事実上」は「事実」と違う側面を持ち、「―上」の全般と共通しているところがあると考えられる。以下で、その性質と関連する内容を紹介する。

国立国語研究所（1985：54）では、接尾辞を「名詞性接尾辞」「動詞性接尾辞」「形容詞性接尾辞」「形容動詞性接尾辞」「副詞性接尾辞」と分け、「上（じょう）」を副詞性接尾辞とし、例として「事実上　形式上　経験上　手続き上」を挙げている。

野村（1978）では「地球上」の例を挙げ、「上（じょう）」を＜位置・順序＞を表す体言型語基としているが、「経済上」の「経済」のような抽象的な概念と結合する場合、「…

[2] ここにおける「上」は「うえ」と読むが、表記について、本稿では語構成要素の「上（じょう）」、「上（じょう）」を後要素とする語「―上」のように区別し、示す。

に関する」という意味しか持たなくなり、相言型語基に近くなると述べている[3]。

「事実上」は普通副詞として取り扱われるが、「事実上の親」のような名詞を修飾する場合、体言とされることがある。このような名詞を修飾する「事実上」は、本稿で検討する問題に直接関連しないため、ここでは取り扱わないことにする。

秋元（1991）では、文頭にくる「行きがかり上」「対抗上」「形式上」「便宜上」における接尾辞「上（じょう）」の意味はすでに希薄であり、前項の語と結合して先行の表現内容を受けて後続の表現を展開させる接続詞としての働きを持っており、研究する余地があると指摘している[4]。張（2019）の考察から分かるように、接続詞としての働きを持つものはこの4つのもののみならず、他にもある。また、接続詞として以外に、接続助詞としての働きを持つものもある。

秋元（1994）は先行文（先行文脈）と後続文（後続文脈）との間を明確にするための接続詞が省かれる場合、「上（じょう）」の付く語は副詞としての機能のほかに接続詞としての機能を担うことになり、どちらの機能が優位に立つかは、「上（じょう）」と結合する語の抽象度の違いによるとしている。また、「上（じょう）」は結合する語に後接し、それをぼかして表現し、書き手（話し手）が断定を避け、緩和させるような漠然化する働きを持つと述べている[5]。確かに、「上（じょう）」の付く語（本稿ではこれを「―上」と表記する）は副詞として働く場合も接続詞のように振る舞う場合も、「上（じょう）」が抽象的な語と結合するが、どちらの機能が優位に立つかは、語の性質というより、語が使用される言語的な環境による。「事実上」のような一語であっても、使用環境によって両方の機能を持ち得るのである。

先行研究に個別考察はないが、「事実上」は文中で副詞として使用され、場合によって接続詞のように振る舞うことがあり、その特徴や条件などについて、また、「事実上」の各意味用法の関連性などについて、「―上」の事例研究として研究する余地があると考える。

以下、上記のことを解明するため、具体的に記述し、検討していく。

---

[3] 野村（1978）では、品詞性に注目し、後部分の接辞性の語基を体言型、用言型、相言型と分けている。相言型の語基は、結合形全体を形容動詞の語幹相当の性格に変える特徴を持ち、結合形全体が「○○○ノ」というかたちで、体言を修飾することが多く、用言型語基と似ているが、「ガ」「ヲ」などの格助詞をともなうことは、ほとんどないと述べている。ただし、例として、「経済**上**の問題」「捜査**中**の事件」のようなものを挙げており、本稿で取り扱う用法と異なるものである。

[4] 秋元（1991：26）

[5] 例えば、「事実」という語が百パーセント確実な場合にしか用いることができないのに対して、「事実上」という語は、書き手（話し手）がかなり確実だと判断した場合に用いることができる（秋元（1994：13））。

3 分析と考察

この節では、3つの部分に分け、「事実上」の意味機能について記述する。具体的には、副詞として働く「事実上」の意味用法の特徴、接続詞のように振る舞う「事実上」のあり方と性質、「事実上」と「事実の上（うえ）」「事実」との共通点と相違点などについて検討し、明らかにする。

3.1 文において副詞として働く「事実上」

国立国語研究所（1985：54）では、「事実上」における「上（じょう）」を副詞性接尾辞、「事実上」を副詞としているが、この節では、文において、「事実上」が副詞として、特に他の接続表現と共起する場合、どのような意味、用法と機能を持つかについて記述する。また、「事実上」は話し手／語り手の判断、認識を述べる条件・立場を前面に出し、前後内容の相反の関係、または相関の関係を強める役割を果たしている副詞であることを主張する。

(3) 竹永智恵子が突然姿を消してしまったことは、小さからぬショックだった。（中略）もちろん、それはそれとして、智恵子の父親の消息を知りたいという思いはあったが、**事実上**、敦子には、これ以上踏み込むことは不可解な状態だったのである。「分かったわ」と、敦子は言った。（『人形たちの椅子』赤川次郎　朝日新聞社）

(4) 郡及び県における地域検査の規定は、市町村法とは別個に定められているが、**事実上**、その条文の市町村の語を郡や県に置き換えただけで、内容的にはまったく同一である。（『予算・財政監督の法構造』甲斐素直　信山社出版）

副詞「事実上」は、これに修飾される述語の表す事態が成立するための前置きのような役割を果たすものであり、話し手／語り手の判断、認識に先行する条件として前面に現れる。上記の例で、「〈接続表現〉、事実上、」の前後内容は相反の意味的な関係をなす。このような場合における「事実上」は「が」「しかし」などの接続表現のように強い逆接を表していないが、「…が、事実上、…。」のような形で、前に述べたことを受け、後件が話題を転ずるあるいはそれと相反する事実を述べる場合に使用されることが多い。そのため、前文脈では思い、考え、予定、規定等に関する内容がよく現れ、後文脈では事実はその通りにならず、別の状況になったという意味を表す内容がよく現れる。ただし、事実を述べる後続文としても、それは客観的な現実と違う側面があり、話し手／語り手の判断、認識によるという条件が先行する。例えば、上記の例（4）では、前述内容から「郡及び県における地域検査の規定は、市町村法とは別個に定められている」と

いう規定があると分かるが、事実という側面から見て、規定通りにはならず、「その条文の市町村の語を郡や県に置き換えただけで、内容的にはまったく同一である」という状況がある。前後の内容は規定と現実との齟齬を表すと同時に、後続内容に語り手の判断が見られる。

また、逆接を表す接続表現のみならず、順接を表す接続表現と共起する場合もある。

(5) 大衆が、投票などの政治参加をするにしても、日常的に政権や政府・政治家、行政（政府）官僚などを批判・擁護するにしても、まずもってそれに必要な情報を必要とする。しかし、大衆自らが、そうした情報を収集するには膨大な時間と費用を要するため、**事実上**、不可能である。（『政治行政学講義』佐藤俊一　成文堂）

順接の場合、「〈接続表現〉、事実上、」の前後内容は相反する意味的な関係でなく、相関する意味的な関係をなす。

例（5）では、前述内容である「大衆自らが、そうした情報を収集するには膨大な時間と費用を要する」ということに対し、事実という側面から見ると「不可能である」という語り手の認識を述べている。波線で示す後続内容は点線で示す前述内容（背景となる内容も含む）の事態に対する認識を表すと同時に、その事態に関する帰結という意味も持っている。

このような用例から、「事実上」が副詞として使用されるが、意味的に前後の内容とも関わるということが分かる。「事実上」は話し手／語り手の判断、認識を述べる条件・立場を前面に出し、このような相反の関係、または相関の関係を強める役割を果たしていると考えられる。

3.2 文を越えて接続詞のように振る舞う「事実上」の意味機能と性質

文中のみならず、「事実上」は文を越えて機能する場合がある。ただし、実際に文を越えて機能するかどうかは、「事実上」が実際に作用する範囲と関わってくる。「事実上」が修飾し、作用する範囲はその位置によって変わることがあるが、位置の移動ができるからこそ、「事実上」の機能に広がりが見られる。

この節では、「事実上」が前後の内容を関連づけようとする話し手／語り手の立場や観点を表し、前述内容を受け、後続内容に引き継ぐ働きをすることで、機能的に接続詞のように振る舞うことについて論証する。

(6) 監査役の選任・解任・辞任についての監査役の意見陳述権（二百七十五ノ3.

275ノ3ノ2）（中略）この場合、監査役が本条の規定に基づいて意見を述べることができるのはもちろん、任期が満了する監査役または解任決議の対象となっている監査役が、自分が再任されないこと、または解任されることについても意見を述べることができる。**事実上**、強制されて辞任することもありうるので辞任の場合にも意見陳述権が認められている。／**事実上**、強制されて辞任することもありうるので辞任の場合にも意見陳述権が認められている。（『会社法』弥永真生　弘文堂）

例（6）は作用域によって二通りの解釈ができると考えられる。「事実上」の作用域が狭いと見る場合、見た目として「事実上」は前後の内容を関連付けるようである。しかし，実は「事実上」と意味的にひとまとまりになっているのが「強制されて辞任することもありうる」という部分であり、前述内容に対する情報の補足を表すのは「～意見陳述権が認められている」までの後続文全体である。この場合、「事実上」は副詞として働く。また、「事実上」が広い作用域を持つと見る場合、「事実上」と意味的にひとまとまりになっているのが後続文全体であり、「事実上」は前後の内容を受け継ぎ、接続詞のように振る舞うと考えられる。

文を越えて機能する「事実上」は前後内容の意味的関係に関わる。

（7）結局、先ほど紹介した公聴会での国民の声は直接に審議会に届かず、第三十八回審議会で、司法制度改革に関する「中間報告（案）」が配布された。この中にはまだ裁判員制度の文字はないものの、「（陪審・参審制度といった）特定の国の制度にとらわれることなく…我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する」と示されていた。**事実上**、「独自の制度を導入する」と明言したのも同じであった。（『裁判員制度』丸田隆　平凡社）

（8）Q.「父と母は長年、別居状態が続いています。戸籍上はそのままでも、家を出た母は別の男性と暮らしていますし、父にも付き合っている女性がいます。**事実上**、離婚しているようなものです。もし、このままの状態で父が亡くなったとき、母には相続権はあるのでしょうか？」A.法的には、このままの状態では、別居中のお母さんに相続権はまだあります。（後略）（『もめない相続と手続き』北村晴男　主婦と生活社）

例（7）では、前述内容「この中には……と示されていた」に対し、「事実上」に後続する内容「「独自の制度を導入する」と明言したのも同じであった」は語り手の判断で

ある帰結を表す。すなわち、「事実上」は「事実という側面から見ると」という意味で、その判断を出す先行条件を示す。例（8）も同様である。

なお、例（7）（8）において、点線と波線で示す部分はそれぞれ「事実上」と関わる前文脈と後文脈であるが、「事実上」に対し、両方とも必要な部分である。接続表現の特徴として、前述内容を受け、後続内容に引き継ぐという橋渡しのような受け継ぎの役割を持つ、ということがある。張（2019）では、「関係上」「立場上」「事実上」など接続表現のように振る舞う「―上」全般について、特に接続詞のように振る舞う場合における、条件と原因を検討した。そこで、「―上」は修飾部分が必要となり、且つそれが前文または前文脈にあり、単独で文頭に使用されるとき、接続詞のように振る舞うと提示している。「事実上」は、前文脈がなければ全体の情報が足りず、上記の用例で示しているように、後続文全体を修飾するとともに、前文脈とも関わる。実際、「事実上」が文頭に位置し、完全に前文脈なしで始まる文は見当たらない。

上記した帰結の意味のほか、情報の補足という意味を表す場合があり、また、前述内容に対する修正の意味が読み取れる用例もある。

（9）結局、張鼓峰事件では、停戦協定が成立したあと、朝鮮軍は張鼓峰、沙草峯一帯から自主的に撤退したが、間もなくソ軍は進出して強固な野戦陣地を構築した。**事実上**、そこはソ軍の領土と化した。（『日本のアジア支配を考える』丸山静雄　新日本出版社）

（10）もしも、ファミレスの各メニューで大盛りをお出しできるようにしようとしたら―これはたいへんなことになります―（中略）そうなると調理を担当する者がその技術・方法を修得するまでにかかる時間も増えてしまいますし、混乱によって調理を失敗するケースも従来よりも相当増えてしまうでしょうね…以上のような理由から、各料理の大盛りをメニューに加えるということは非常に困難なことなのです。**事実上**、不可能と言った方がいいかもしれません。（『ファミリーレストラン（裏）マニュアル』横田克治　データハウス）

例（9）における「事実上」と後続内容は前述内容を踏まえた帰結の意味が全くないとは言えないが、「～と同じだ」「～のようだ」「～と変わらない」などのような帰結の意味より、情報の補足という意味が強く読み取れると考えられる。ただし、帰結と情報の補足の間にははっきりとした境界線があるのでなく、意味的には重なっている部分があり、文脈によって両方の意味が読み取れる場合があると考えられる。

例（10）では、点線で示す前述内容が種々の理由をもって各料理の大盛りをメニュー

に加えることの難しさを説明しているのに対し、「事実上」に後続する内容「不可能と言った方がいいかもしれません」は語り手の認識、「非常に困難というより不可能と言った方がふさわしいかもしれない」というような前述内容への修正を表す。「事実上」は「事実という側面から言うと」という意味で、その認識に至る先行条件を示している。

これらの場合における「事実上」は述語や後続内容が所在する文内でなく、前述内容と後続内容を照応し、文と文の間の関係を示すこともでき、前後の一貫性に関わって働く。一貫性は、上記のように、前述内容に対する帰結、情報の補足、内容の修正などによってなされる。「事実上」は前後の内容を関連づけようとする話し手／語り手の立場や観点を表すことで、前述内容を受けて後続内容に引き継ぐ働きをする。したがって、このような場合、「事実上」は機能的に、接続詞のように振る舞うといえる。

3.3「事実の上」「事実」と異なる側面を持つ「事実上」

「事実上」と類似する表現として、「事実の上（うえ）」（以下「事実の上」と記す）と「事実」がある。「事実上」は両者と意味的にも機能的にも共通点を持つ一方、両者と異なる側面も持つ。「事実の上」「事実」と比較することで、「事実上」の性格がよりはっきり浮かび上がってくると考えられる。

「事実上」特に「上（じょう）」に関する先行研究は、2節で述べたとおりである。「事実の上」に関する論考は見当たらず、「事実」の意味用法について言及しているものとして寺村（1992）と三枝（2013）がある。

寺村（1992）では、意味的には、内の関係では「私ガソノ時聞イタ音」のように、修飾部は底の名詞を単に特定化するための情報を付加するもので、底の中味については何事も語らないのに対し、外の関係では、「樹ノ枝ガ冷気で折レル音」のように、修飾部は底の名詞の中味、内容を語るために存在すると説明している。「事実」は内容の修飾節をとる名詞であり、後者に属するものであると提示している。

三枝（2013）では、「実際、事実、勢い、結果」という4つの語を取り上げ、もともと格を取る名詞として使用されるものが副詞的に使用される場合、接続詞的な用法が見られる場合について説明している。三枝は、前文脈なしに「事実、」「実際、」から文がはじまるのは不自然で、前文Xは不可欠であると述べ、「実際、事実」は前文の一側面を後続文で示すと説明している。「X事実、Y」は、Xの証拠をYにあげるという標識で、「その証拠に」といった意味に近いと述べ、次のような例を挙げている[6]。

[6] 三枝（2013：54）にある用例であり、例文番号は本稿の通し番号である。

(11)「そば博覧会」という全国規模のイベントを開催するには、いささか小規模な集落である。{事実・実際}、人口 4000 人の過疎地帯である。

(12) ... たちまちマラリアの患者数は増加することが考えられる。{事実・実際}、そのようなことは各地で観察されている。

現代日本語書き言葉均衡コーパス(BCCWJ)[7]で3者の用例を収集し、用例数として、「事実」は 13689 件、「事実上」は 1424 件、「事実の上」は 10 件という使用実態の差があることが分かった。

全体的な用例の概況として、「事実」は普通、名詞として多様な格助詞と共起し、使用されるが、三枝の考察によると、「事実」は名詞から、副詞、そして接続詞のように振る舞う場合がある。また、上述したように、「事実上」は「事実という側面から見ると／言うと」という意味を表し、普通、副詞として文中で働くが、使用環境によって接続詞のように振る舞う場合がある。「事実の上」はこの 2 者と比べれば、用法が単純であり、「事実という側面において」という意味で文中において格助詞と共起し使用される。このような用法の多様性における差が使用実態の差をもたらすと考える。

三枝で述べているような「前文の一側面を後続文で示す」という証拠を挙げる用法と、本稿で提示している「事実という側面から見る／言う」という判断・認識の立場、条件を前面に出す用法とは、違うものであると考えられる。三枝で提示している接続詞用法を持つ「事実」と、本稿で提示している接続詞のように振る舞う「事実上」にはどのような共通点と相違点があるか、「事実上」で語るときに何を語り、それは本当に事実であるのか等について、「事実上」を「事実」と対照しながら検討する。なお、紙幅の関係で，用例数の少ない「事実の上」に関する詳しい説明は省略する。

「事実上」と「事実」は、文を越えて、「.....。事実上、.....」「.....。事実、.....」のように、似通った構造で、前後の内容を受け継ぎ、接続詞のように振る舞う場合がある。

(13)（前略）つまり、森は三度、その姿を変えると予測された。最初は陽樹のマツ類中心の森、つぎがより耐陰性のある針葉樹を主体とする森、最後に常緑広葉樹の森になって安定する。**事実**、神宮の森は、その予測どおりに移り変わってきた。（『日本の美林』井原俊一　岩波書店）

(14) いろいろな品種どうしの雑種の不稔性を調べているうちに、加藤博士はたくさんの品種の類縁関係が、雑種の稔性でわかるのではないかと考えるようになっ

[7] 本稿の用例検索に使用したのが BCCWJ の「中納言」版公開データであり、ほかには「少納言」版公開データがある。

た。両親の縁が遠くなればなるほど、その間にできる雑種不稔性の程度が大きくなると考えるのは、ある意味で自然である。**事実**、ショウジョウバエやいろいろな植物にはそういうケースも多く知られている。（『DNAが語る稲作文明起源と展開』佐藤洋一郎　日本放送出版協会）

例（13）と（14）において、「事実」は、波線で示す後続文と共に、点線で示す前述内容の証拠となる説明を表す。ここの「事実」は前後の内容を受け継ぎ、全体の一貫性に関わって働くという点で、例（10）における接続詞のように振る舞う「事実上」と機能的に同様である。ただし、同じく接続詞のように振る舞うことがある「事実上」と「事実」は前述内容に対する後続内容のあり方とニュアンスに違いがあると考えられる。例（10）における「事実上」を「事実」に置き換えて比べてみよう。

(10)' *もしも、ファミレスの各メニューで大盛りをお出しできるようにしようとしたら―これはたいへんなことになります―（中略）そうなると調理を担当する者がその技術・方法を修得するまでにかかる時間も増えてしまいますし、混乱によって調理を失敗するケースも従来よりも相当増えてしまうでしょうね…以上のような理由から、各料理の大盛りをメニューに加えるということは非常に困難なことなのです。**事実**、不可能と言った方がいいかもしれません。

(10)" もしも、ファミレスの各メニューで大盛りをお出しできるようにしようとしたら―（中略）…以上のような理由から、各料理の大盛りをメニューに加えるということは非常に困難なことなのです。**事実**、各料理の大盛をメニューに加えるファミレスは見当たらない。

例（10)'で示しているように、後続内容である「不可能と言った方がいいかもしれません」は話し手／語り手の判断の意味を表し、「事実」という語の後に現れにくい。これは、例（10）において、「事実上」に後続する内容は前述内容に対する話し手の修正になり、主観的な意味を持ち、客観的に表しにくいためであると考えられる。上述したように、「事実」は「X事実、Y」のような用法において、Xの証拠をYにあげるという標識で、「その証拠に」といった客観的な意味に近いという性質を持ち、例（10)"のように用いることができる。後続内容にモダリティ表現が現れることの多い「事実上」は認識の副詞として使用されるのに対し、事態または状態に関する叙述が後続する「事実」は事柄の副詞として使用される。

このように、「事実上」に比べ、「事実」が使用される場合はより客観的な叙述の意味

が読み取れ、「事実という側面から見ると」という話し手／語り手による主観的な判断・認識のニュアンスがなくなっていると思われる。

また、「事実上」には「事実」にない特質があると考えられる。トラウゴット＆ダッシャー（2019：196）では、「談話標識機能を持つ副詞の発展」において、談話標識化の用法として、「真実と関わる点でなく、談話のレベルにおいて、談話の適正に対する話し手の態度を示す」と述べている。この視点から見ると、例（10）における「事実上」は談話標識の用法に近いと考えられる。接続詞のように振る舞う「事実上」は、前述内容を受けて後続内容に引き継ぐという橋渡しのような機能を持っているが、談話という視点から見ても同様であり、前方照応（anaphoric）と後方照応（cataphoric）の談話機能を持っていると考えられる。このような機能を持つ「事実上」の談話における構造は以下のようなものである。

図１　「事実上」の談話における構造

［……、／……。 （前述内容で示す情報）	**事実上、** （帰結・補説・修正などの導入）	……。］ （話し手の判断・認識などの見解）

前述内容を踏まえた帰結であっても、前述内容の補足または修正であっても、「事実上」は後続内容と共に、新しい情報を取り込むことで、前後の一貫性に関わって働く。特に前述内容の修正の場合、事実の中身と直接関わっているというより、前述内容の修正に対する話し手の主観的な態度を示すことで、談話標識に近づいているといえる。また、先行する条件として、話し手／語り手の観点、認識を強める役割を果たしているとも考えられる。

「事実」は後続内容と共に「客観的な事柄の叙述」を、「事実上」は後続内容と共に「事柄に対する主観的な把握」を表すと述べたが、これは「主観化」という観点と関わる「事実上」の特質である。

トラウゴット＆ダッシャー（2019：186-192）では、indeed の歴史的な発展を主に事柄の副詞、認識の副詞、談話標識の３つに分け、説明した。認識の副詞としての indeed は事柄の副詞の場合に現れない文の真実性に対する話し手・書き手の姿勢を表す。また、談話標識として使用される indeed の主要な機能は、what's more（さらに）のような追加を表すことができ、前に述べた事態よりもこれから述べる事態の方が、修辞的議論に付け加えるものとして、その状況において適切であるという話し手・書き手の意図を示すことであるとした。このような認識副詞の発展について、トラウゴット＆

ダッシャー（2019：203）では、話し手・書き手はその副詞によって、発言の真実性に対する明確な意思表示をすることで、主観化の例であると述べている。また、談話標識への発展は話し手・書き手の前言に対する修辞的姿勢が強められ、主観性の増加であると述べている。

「事実上」は文中で副詞として働く場合においても、文を越えて接続詞のように振る舞う場合においても、後続内容で表す話し手／語り手の判断、認識に先行する「事実という側面から」という立場、条件を示す。また、上記のように、「事実上」が談話標識に近づく一面もあることで、「事実上」の特質として、主観性と主観性の増加が見られると考えられる。

4 おわりに

本稿は現代日本語における「事実上」という語を取り上げ、現代日本語書き言葉均衡コーパスで収集した用例を分析し、その意味と機能について記述した。

「事実上」の機能はそれが働く具体的な言語の環境によって多様な側面を持ち、副詞として働く場合と接続詞のように振る舞う場合があり、また、談話のレベルにおいて、談話標識に近づく場合もある。これらの用法の間には関連性はあるものの、はっきりとした境界線がない。

「事実上」は、「事実という側面から見ると／言うと」という意味を表す。副詞として働く場合、後続内容で表す話し手／語り手の判断、認識が出される条件として前面に現れる。接続表現と共起する場合、前後内容の相反の関係、または相関の関係を強める役割を果たす。接続詞のように振る舞う場合において、「事実上」は前後の内容を関連づけようとする話し手／語り手の立場や観点を表すことで、前述内容を受けて後続内容に引き継ぎ、後続内容と共に、前述内容の成り行きへの帰結、前述内容を踏まえた情報の補足、または前述内容の修正を表す。また、「事実上」は、意味的に「事実の上」と、機能的に「事実」と共通点を持つが、この２つの表現にない談話標識に近づく一面がある。

参考文献

秋元美晴（1991）「漢語系接尾辞「―上」について」『緑岡詞林』15、青山学院日文院生の会、pp.19-27。

――――（1994）「談話における漢語系接尾辞「―上」の機能について」『恵泉女学園大学人文学部紀要』6、恵泉女学園大学人文学部、pp.1-16。

国立国語研究所（1985）『語彙の研究と教育（下）』大蔵省印刷局。

三枝令子（2013）「名詞から副詞、接続詞へ」『一橋大学国際教育センター紀要』4、一橋大学国際教育センター、pp.49-61。

張　希西（2019）「接尾辞「上（じょう）」を後要素とする語の機能：機能の移行と移行の条件について」『大阪大学言語文化学』28、大阪大学言語文化学会、pp.57-69。

寺村秀夫（1992）『寺村秀夫論文集Ⅰ　日本語文法編』くろしお出版。

野村雅昭（1978）「接辞性字音語基の性格」『電子計算機による国語研究』9、国立国語研究所、pp.102-138。

Elizabeth Closs Traugott and Richard B. Dasher（2001）*Regularity in Semantic Change*. Cambridge University Press.（日野資成訳 2019『意味変化の規則性』東京：ひつじ書房.）

用例出典

現代日本語書き言葉均衡コーパス（BCCWJ）国立国語研究所。